

社 発 第 69 号
平成19年9月28日

証 券 会 社
代 表 者 殿

中 部 証 券 金 融 株 式 会 社
取 締 役 社 長 湯 本 崇 雄

「貸借取引貸出し規程」等の一部改定について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年9月30日から「金融商品取引法」が施行されることに伴い、当社は、「貸借取引貸出し規程」等について下記のとおり所要の改定を行うとともに、貴社と締結済みの契約につきまして語句の読み替えを行うことといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借取引関連諸規程の一部改定について

(1) 対象規程

貸借取引貸出し規程	… 別紙 1
貸借取引に付随する剰余金の配当及び株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領	… 別紙 2
貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領	… 別紙 3

(2) 主な改定内容

上記(1)の貸借取引関連諸規程につき、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」と、「有価証券市場取引」を「金融商品市場取引」と改めるなど、金融商品取引法の規定に沿った用語及び字句の修正など所要の改定を行うとともに、その他関連法令等の改正に伴う用語の明確化等の所要の改定を行います。

(3) 実施日 平成19年9月30日

2. 関連諸契約の取扱い

当社は、貴社との間で締結している次の契約に関し、平成19年9月30日付で次のとおりその一部を変更させていただきます。今回の変更は、金融商品取引法の施行に伴う語句の読み替えなど所要の改定ですので、これを証する書面の取り交わしにかかる手続きについては、省略させていただきたく存じます。

つきましては、この変更にご異議がございましたら、平成19年10月19日までに、後記「本件に関するご連絡先」までその旨お申し出いただきますようお願い申し上げます。同日までにご異議のお申し出がない場合は、変更をご承認いただけたものとさせていただきます。

「特定代用有価証券担保の取扱いに関する特約書」

前文中「分別保管」を「分別管理」に、第3条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「通知証券会社」を「通知金融商品取引業者」に読み替えます。

短資取引担保株式預り証制度にかかる「念書」

本文中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に読み替えます。

以 上

< 本件に関するご連絡先 >

総務部総務課 0 5 2 (2 5 1) 1 3 0 1

「貸借取引貸出し規程」一部改定新旧対照表

平成19年 9月30日一部改定実施
(下線部分は改定箇所)

改 定	現 行
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構(以下「清算機関」という。)の清算資格を有する者に対し、株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)が開設する取引所金融商品市場(以下「金融商品市場」という。)において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引(以下「金融商品市場取引」という。)の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し出す(以下この貸出しを「貸借取引」という。)場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) 株式会社名古屋証券取引所の総合取引参加者またはIPO取引参加者</p> <p>(2) 前号に掲げる者であって清算機関の清算資格を有しない者(以下「非清算参加者」という。)から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた金融商品取引業者</p> <p>(3) 非清算参加者から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた登録金融機関</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構(以下「清算機関」という。)の清算資格を有する者に対し、株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)が開設する取引所有価証券市場(以下「有価証券市場」という。)において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の有価証券市場取引(以下「有価証券市場取引」という。)の決済に必要な金銭または有価証券を有価証券市場の決済機構を利用して貸し出す(以下この貸出しを「貸借取引」という。)場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、証券取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) 株式会社名古屋証券取引所の総合取引参加者またはIPO取引参加者</p> <p>(2) 前号に掲げる者であって清算機関の清算資格を有しない者(以下「非清算参加者」という。)から有価証券等清算取次ぎによる有価証券市場取引の委託を受けた証券会社または外国証券会社</p> <p>(3) 非清算参加者から有価証券等清算取次ぎによる有価証券市場取引の委託を受けた登録金融機関</p>
第2条 (現行どおり)	第2条 (省 略)
<p>(貸出しの範囲)</p> <p>第3条 第1条の貸出しは、有価証券の価格形成を公正にし、その流通を円滑にするために真に必要であって、かつ、貸借取引参加者が次の各号に掲げる目的のため必要とする金銭または株券もしくは日経300株価指数連動型上場投資信託(以下「証券投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)にかぎりこれを行うものとする。</p> <p>(1) 貸借取引参加者が行った制度信用取引にかかる金融商品市場取引の決済を行うため</p> <p>(2) 貸借取引参加者が行った自己の信用買いまたは信用売りにかかる金融商品市場取引の決済を行うため</p>	<p>(貸出しの範囲)</p> <p>第3条 第1条の貸出しは、有価証券の価格形成を公正にし、その流通を円滑にするために真に必要であって、かつ、貸借取引参加者が次の各号に掲げる目的のため必要とする金銭または株券もしくは日経300株価指数連動型上場投資信託(以下「証券投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)にかぎりこれを行うものとする。</p> <p>(1) 貸借取引参加者が行った制度信用取引にかかる有価証券市場取引の決済を行うため</p> <p>(2) 貸借取引参加者が行った自己の信用買いまたは信用売りにかかる有価証券市場取引の決済を行うため</p>

改 定	現 行
<p>(3) 貸借取引参加者が行った有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引（非清算参加者の顧客の制度信用取引にかかるものまたは非清算参加者の自己の計算において行われるものに限る。）の決済を行うため</p> <p>(4) 貸借取引参加者が、当社から金銭または株券等（株券および受益証券をいう。以下同じ。）の貸出しを受けないで第1号または前号に掲げる金融商品市場取引の決済を行った後、当該貸借取引参加者または非清算参加者が引き続き顧客に対する信用供与を継続するために必要とする金銭または株券等を調達するため</p> <p>（貸借取引の制限等）</p> <p>第4条 当社は、次の各号に掲げる場合には、一部もしくは全部の貸借取引参加者、第7条に規定する取引区分の一部もしくは全部、または一部もしくは全部の銘柄について、増担保金の徴収、貸出しの制限もしくは停止、または貸し出している金銭もしくは株券等の返済の請求を行うことができる。</p> <p>(1) 貸借取引参加者の金銭または株券等の借入額がその資力または事業状況に照らして過当となるおそれがあり、または過当であると認められるとき</p> <p>(2)～(5) （現行どおり）</p> <p>第5条～第6条（現行どおり）</p> <p>（貸出しの申込み等）</p> <p>第7条 貸借取引参加者は、貸借取引により貸出しを受けようとするときは、所定の融資申込票または貸株等（貸株および貸受益証券をいう。以下同じ。）申込票に銘柄、株数（受益証券の場合には、「口数」と読み替える。以下特に定めのないかぎり同じ。）その他所定の事項を記入して、貸出しを受けようとする日の3日前の日（以下「貸出申込日」という。）の当社が別に定める時限までに、当社に当該貸出しを申し込まなければならない。</p> <p>2. 前項の場合において、貸借取引参加者は、当該貸出し申込みが、顧客の制度信用取引にかかる貸借取引分（以下「貸借取引顧客取引分」という。）自己の信用買いもしくは信用売りにかかる貸借取引分（以下「貸借取引自己取引分」という。）有価証券等清算取次ぎによる非清算参加者の顧客の制度信用取引にかかる貸借取引分（以下「清算取次貸借取引顧客取引分」という。）または有価証券等清算</p>	<p>(3) 貸借取引参加者が行った有価証券等清算取次ぎによる有価証券市場取引（非清算参加者の顧客の制度信用取引にかかるものまたは非清算参加者の自己の計算において行われるものに限る。）の決済を行うため</p> <p>(4) 貸借取引参加者が、当社から金銭または株券等（株券および受益証券をいう。以下同じ。）の貸出しを受けないで第1号または前号に掲げる有価証券市場取引の決済を行った後、当該貸借取引参加者または非清算参加者が引き続き顧客に対する信用供与を継続するために必要とする金銭または株券等を調達するため</p> <p>（貸借取引の制限等）</p> <p>第4条 当社は、次の各号に掲げる場合には、一部もしくは全部の貸借取引参加者、第7条に規定する取引区分の一部もしくは全部、または一部もしくは全部の銘柄について、増担保金の徴収、貸出しの制限もしくは停止、または貸し出している金銭もしくは株券等の返済の請求を行うことができる。</p> <p>(1) 貸借取引参加者の金銭または株券等の借入額がその資力または営業状況に照らして過当となるおそれがあり、または過当であると認められるとき</p> <p>(2)～(5) （省 略）</p> <p>第5条～第6条（省 略）</p> <p>（貸出しの申込み等）</p> <p>第7条 貸借取引参加者は、貸借取引により貸出しを受けようとするときは、所定の融資申込票または貸株等（貸株および貸受益証券をいう。以下同じ。）申込票に銘柄、株数（受益証券の場合には、「口数」と読み替える。以下特に定めのないかぎり同じ。）その他所定の事項を記入して、貸出しを受けようとする日の3日前の日（以下「貸出申込日」という。）の当社が別に定める時限までに、当社に当該貸出しを申し込まなければならない。</p> <p>2. 前項の場合において、貸借取引参加者は、当該貸出し申込みが、顧客の制度信用取引にかかる貸借取引分（以下「貸借取引顧客取引分」という。）自己の信用買いもしくは信用売りにかかる貸借取引分（以下「貸借取引自己取引分」という。）有価証券等清算取次ぎによる非清算参加者の顧客の制度信用取引にかかる貸借取引分（以下「清算取次貸借取引顧客取引分」という。）または有価証券等清算</p>

改 定	現 行
<p>取次ぎによる非清算参加者の自己の計算において行われる<u>金融商品市場取引</u>にかかる貸借取引分（以下「<u>清算取次貸借取引自己取引分</u>」という。）のうち、いずれの取引区分にかかる貸借取引の申込みであるかを明示して申し込まなければならない。</p> <p>3．前項の場合において、貸借取引参加者は、<u>清算取次貸借取引顧客取引分</u>または<u>清算取次貸借取引自己取引分</u>について、当該貸出しの申込みが、いずれの非清算参加者の委託に基づく<u>有価証券等清算取次ぎ</u>により<u>金融商品市場取引</u>にかかる申込みであるかを明示しなければならない。</p> <p>4．～5．（現行どおり）</p> <p>第8条（現行どおり）</p> <p>（申込み日時等の変更）</p> <p>第9条 当社は、<u>金融商品市場取引</u>の決済日の変更等により必要がある場合は、あらかじめ貸借取引参加者に通知して、前2条に規定する申込み日時または貸借取引による貸出しを行う日（以下「<u>貸出日</u>」という。）および貸借取引による貸出しの返済を受ける日（以下「<u>返済日</u>」という。）を変更することができる。</p> <p>第10条（現行どおり）</p> <p>（返済期日）</p> <p>第11条 この規程による貸借取引の返済期日は貸出日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）とする。ただし、第4条に規定する返済の請求を行う場合または貸借取引参加者が期限の利益を喪失した場合を除き、貸出しを受けている貸借取引参加者が第8条に規定する返済申込みを行わない場合または貸出しの一部についてのみ第8条に規定する返済申込みを行う場合には、当該貸借取引参加者は、返済申込みを行っていない部分の貸出しを返済し、あらためて第7条に規定する貸出し申込みを行ったものとみなす。</p>	<p>取次ぎによる非清算参加者の自己の計算において行われる<u>有価証券市場取引</u>にかかる貸借取引分（以下「<u>清算取次貸借取引自己取引分</u>」という。）のうち、いずれの取引区分にかかる貸借取引の申込みであるかを明示して申し込まなければならない。</p> <p>3．前項の場合において、貸借取引参加者は、<u>清算取次貸借取引顧客取引分</u>または<u>清算取次貸借取引自己取引分</u>について、当該貸出しの申込みが、いずれの非清算参加者の委託に基づく<u>有価証券等清算取次ぎ</u>により<u>有価証券市場取引</u>にかかる申込みであるかを明示しなければならない。</p> <p>4．～5．（省 略）</p> <p>第8条（省 略）</p> <p>（申込み日時等の変更）</p> <p>第9条 当社は、<u>有価証券市場取引</u>の決済日の変更等により必要がある場合は、あらかじめ貸借取引参加者に通知して、前2条に規定する申込み日時または貸借取引による貸出しを行う日（以下「<u>貸出日</u>」という。）および貸借取引による貸出しの返済を受ける日（以下「<u>返済日</u>」という。）を変更することができる。</p> <p>第10条（省 略）</p> <p>（返済期日）</p> <p>第11条 この規程による貸借取引の返済期日は貸出日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）とする。ただし、第4条に規定する返済の請求を行う場合または貸借取引参加者が期限の利益を喪失した場合を除き、貸出しを受けている貸借取引参加者が第8条に規定する返済申込みを行わない場合または貸出しの一部についてのみ第8条に規定する返済申込みを行う場合には、当該貸借取引参加者は、返済申込みを行っていない部分の貸出しを返済し、あらためて第7条に規定する貸出し申込みを行ったものとみなす。</p>

改 定	現 行
<p>2. 前項ただし書きの場合において、貸借取引参加者は、顧客の制度信用取引、自己の信用買いもしくは信用売りまたは有価証券等清算取次ぎにかかる<u>金融商品市場取引</u>成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日にあたるときは順次繰り上げる。）から起算して4日目（取引所の休業日を除く。）の日をこえて、貸借取引により、当該<u>金融商品市場取引</u>にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。</p> <p>第12条～第14条（現行どおり）</p> <p>（貸出金額および貸借値段等）</p> <p>第15条 当社は銘柄ごとに、毎日、当日の当該銘柄の<u>金融商品市場</u>における普通取引の最終値段を基準として、別に定める方法により貸借値段を定める。</p> <p>2. ～ 3. （現行どおり）</p> <p>（金銭および株券等の授受）</p> <p>第16条 当社は、貸借取引による金銭または株券等の貸出しおよび返済の受領ならびに第19条に規定する融資担保株券等または貸株等代り金の徴収および返戻を、<u>金融商品市場</u>の決済機構を利用して行うものとする。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、<u>金融商品市場</u>の決済機構を利用して金銭または株券等の授受を行うことが不可能な場合または当社が取引所および清算機関と協議のうえ別の方法により金銭または株券等の授受を行うことが適当と認める場合は、当該決済機構を利用しないでこれを行うことができるものとする。</p> <p>第17条～第21条（現行どおり）</p>	<p>2. 前項ただし書きの場合において、貸借取引参加者は、顧客の制度信用取引、自己の信用買いもしくは信用売りまたは有価証券等清算取次ぎにかかる<u>有価証券市場取引</u>成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日にあたるときは順次繰り上げる。）から起算して4日目（取引所の休業日を除く。）の日をこえて、貸借取引により、当該<u>有価証券市場取引</u>にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。</p> <p>第12条～第14条（省 略）</p> <p>（貸出金額および貸借値段等）</p> <p>第15条 当社は銘柄ごとに、毎日、当日の当該銘柄の<u>有価証券市場</u>における普通取引の最終値段を基準として、別に定める方法により貸借値段を定める。</p> <p>2. ～ 3. （省 略）</p> <p>（金銭および株券等の授受）</p> <p>第16条 当社は、貸借取引による金銭または株券等の貸出しおよび返済の受領ならびに第19条に規定する融資担保株券等または貸株等代り金の徴収および返戻を、<u>有価証券市場</u>の決済機構を利用して行うものとする。</p> <p>2. （省 略）</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、<u>有価証券市場</u>の決済機構を利用して金銭または株券等の授受を行うことが不可能な場合または当社が取引所および清算機関と協議のうえ別の方法により金銭または株券等の授受を行うことが適当と認める場合は、当該決済機構を利用しないでこれを行うことができるものとする。</p> <p>第17条～第21条（省 略）</p>

改 定	現 行
<p>(特定代用有価証券の分別管理)</p> <p>第21条の2 貸借取引参加者は、貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引顧客取引分に関し、顧客から預託を受けた信用取引保証金代用有価証券または非清算参加者から預託を受けたその顧客の信用取引保証金代用有価証券(金融商品取引法の定めるところにより、貸借取引参加者または非清算参加者が当該有価証券を担保に供することにつき、当該顧客から書面による同意を得たものに限る。(以下「特定代用有価証券」という。)を当社に貸借担保金代用有価証券または増担保金の代用有価証券として担保に差し入れる場合には、当該担保が特定代用有価証券であることを明示しなければならない。</p> <p>2 . (現行どおり)</p> <p>第22条～第25条(現行どおり)</p>	<p>(特定代用有価証券の分別管理)</p> <p>第21条の2 貸借取引参加者は、貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引顧客取引分に関し、顧客から預託を受けた信用取引保証金代用有価証券または非清算参加者から預託を受けたその顧客の信用取引保証金代用有価証券(証券取引法の定めるところにより、貸借取引参加者または非清算参加者が当該有価証券を担保に供することにつき、当該顧客から書面による同意を得たものに限る。(以下「特定代用有価証券」という。)を当社に貸借担保金代用有価証券または増担保金の代用有価証券として担保に差し入れる場合には、当該担保が特定代用有価証券であることを明示しなければならない。</p> <p>2 . (省 略)</p> <p>第22条～第25条(省 略)</p>

「貸借取引に付随する剰余金の配当及び株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」
一部改定新旧対照表

平成19年9月30日一部改定実施
(下線部分は改定箇所)

改 定	現 行
<p>第2 株式分割等による株式を受ける権利等の処理</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(引受等の申込み)</p> <p>2. 融資貸借取引参加者が新株式の引受等を希望する場合は、権利付売買最終日の貸借取引申込時限までにいずれの取引区分(貸借取引顧客取引分、貸借取引自己取引分、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分をいう。この場合、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分については非清算参加者ごとに管理されている区分をいう。以下同じ。)にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。</p> <p>この場合申告できる各取引区分の希望数量は、各貸借取引参加者が権利付売買最終日までに貸借申込みを行った各取引区分のそれぞれの融資担保株券の株数(以下融資又は貸株の数は、当日までの貸借申込みにより貸付残高として算出されるものを基準とする。)の範囲内で、かつ、引受等による新株式が金融商品取引所が定める売買単位(金融商品取引所に上場されていない銘柄については、単元株式数(会社法第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下「単位」という。)の整数倍となる株数について、その旨を当社に申し込むものとする。ただし、単位の新株式の引受等に当たり、割当率の関係で単位に満たない新株式(単元株式数を定めない場合には、1株に満たない株式。以下「単位未満株式」という。)が生ずる場合には、その単位未満株数を最小とする数量に限り申し込むことができる。</p> <p>3. ~ 13. (現行どおり)</p> <p>14. 権利落売買日における当該銘柄に対する貸借申込みは、<u>金融商品市場</u>における受渡と合致させるため、当該権利落売買日の翌日に当日分と一括して申込みを受け付ける。</p> <p>15. ~ 19. (現行どおり)</p>	<p>第2 株式分割等による株式を受ける権利等の処理</p> <p>1. (省 略)</p> <p>(引受等の申込み)</p> <p>2. 融資貸借取引参加者が新株式の引受等を希望する場合は、権利付売買最終日の貸借取引申込時限までにいずれの取引区分(貸借取引顧客取引分、貸借取引自己取引分、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分をいう。この場合、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分については非清算参加者ごとに管理されている区分をいう。以下同じ。)にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。</p> <p>この場合申告できる各取引区分の希望数量は、各貸借取引参加者が権利付売買最終日までに貸借申込みを行った各取引区分のそれぞれの融資担保株券の株数(以下融資又は貸株の数は、当日までの貸借申込みにより貸付残高として算出されるものを基準とする。)の範囲内で、かつ、引受等による新株式が<u>証券取引所</u>が定める売買単位(証券取引所に上場されていない銘柄については、単元株式数(会社法第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下「単位」という。)の整数倍となる株数について、その旨を当社に申し込むものとする。ただし、単位の新株式の引受等に当たり、割当率の関係で単位に満たない新株式(単元株式数を定めない場合には、1株に満たない株式。以下「単位未満株式」という。)が生ずる場合には、その単位未満株数を最小とする数量に限り申し込むことができる。</p> <p>3. ~ 13. (省 略)</p> <p>14. 権利落売買日における当該銘柄に対する貸借申込みは、<u>有価証券市場</u>における受渡と合致させるため、当該権利落売買日の翌日に当日分と一括して申込みを受け付ける。</p> <p>15. ~ 19. (省 略)</p>

改 定	現 行
<p>(別表) 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1. 引受等の申込みにより全株消化した場合 (1) (現行どおり)</p> <p>(2) 旧株券にかかる株式と異なる種類の株式又は異なる種類の株式を対象とする新株予約権を受ける権利が付与された場合</p> <p style="padding-left: 40px;">権利落日において当該異なる種類の株式が国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合</p> <p style="padding-left: 40px;">旧株券の権利付売買最終日における当該異なる種類の株式の最終値段×新株式割当率 - 払込額 = 権利処理価額</p> <p style="padding-left: 80px;">(現行どおり)</p> <p>2. ~ 3. (現行どおり)</p>	<p>(別表) 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1. 引受等の申込みにより全株消化した場合 (1) (省 略)</p> <p>(2) 旧株券にかかる株式と異なる種類の株式又は異なる種類の株式を対象とする新株予約権を受ける権利が付与された場合</p> <p style="padding-left: 40px;">権利落日において当該異なる種類の株式が国内の<u>証券取引所</u>に上場されている場合</p> <p style="padding-left: 40px;">旧株券の権利付売買最終日における当該異なる種類の株式の最終値段×新株式割当率 - 払込額 = 権利処理価額</p> <p style="padding-left: 80px;">(省 略)</p> <p>2. ~ 3. (省 略)</p>

「貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領」
一部改定新旧対照表

平成19年9月30日一部改定実施
(下線部分は改定箇所)

改 定	現 行
<p>1. ~ 2. (現行どおり)</p> <p>3. 第1項の規定により行使する権利の処理および前項の規定に基づく実質株主報告に要する費用は、「権利処理等手数料」として、当該銘柄の基準日または事業年度を1年とする会社について当該事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株数または口数に応じて負担するものとし、その料率は次のとおりとする。</p> <p>(1)融資担保株券の場合 1株につき5銭</p> <p>(2)融資担保受益証券の場合 1口につき5銭</p> <p>上記(1)および(2)の料率については、<u>金融商品取引所</u>が定める売買単位が1,000株又は1,000口以外の場合には、料率に1,000を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、平成13年10月1日以降に行われた株式の分割もしくは併合または単元株式数の変更（<u>金融商品取引所に上場（日本証券業協会が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）による改正前の証券取引法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。）</u>される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率（当該株式の分割後の発行済株式の総数を当該分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。）もしくは当該併合比率（当該株式の併合後の発行済株式の総数を当該併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。）または当該単元株式数の変更比率（単元株式数の変更前の単元株式数を当該変更後の単元株式数で除して得た数をいう。）をそれぞれ乗じて得た数（以下「分割等による調整率」という。）が10以上となった株券にかかる権利処理等手数料の料率は、前項に定める料率に、10を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>1. ~ 2. (省 略)</p> <p>3. 第1項の規定により行使する権利の処理および前項の規定に基づく実質株主報告に要する費用は、「権利処理等手数料」として、当該銘柄の基準日または事業年度を1年とする会社について当該事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株数または口数に応じて負担するものとし、その料率は次のとおりとする。</p> <p>(1)融資担保株券の場合 1株につき5銭</p> <p>(2)融資担保受益証券の場合 1口につき5銭</p> <p>上記(1)および(2)の料率については、<u>取引所</u>が定める売買単位が1,000株又は1,000口以外の場合には、料率に1,000を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、平成13年10月1日以降に行われた株式の分割もしくは併合または単元株式数の変更（<u>証券取引所に上場（日本証券業協会が証券取引法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。）</u>される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率（当該株式の分割後の発行済株式の総数を当該分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。）もしくは当該併合比率（当該株式の併合後の発行済株式の総数を当該併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。）または当該単元株式数の変更比率（単元株式数の変更前の単元株式数を当該変更後の単元株式数で除して得た数をいう。）をそれぞれ乗じて得た数（以下「分割等による調整率」という。）が10以上となった株券にかかる権利処理等手数料の料率は、前項に定める料率に、10を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>